

## 「第1回技能実習法に係る中国地区地域協議会」の開催について

平成29年11月1日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）」に基づき、技能実習生を受入れている各地域において、出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構等が相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等をはかることを目的とし、下記のとおり協議会を開催します。

### 記

1. 開催日時：平成30年7月24日（火）13:30～15:30
2. 開催場所：広島法務総合庁舎12階 共用第1会議室  
（広島県広島市中区上八丁堀2-31）
3. 協議会構成員  
鳥取労働局・島根労働局・岡山労働局・広島労働局・山口労働局  
広島入国管理局・中国四国農政局・中国経済産業局・中国地方整備局・中国運輸局  
鳥取県警察本部・島根県警察本部・岡山県警察本部・広島県警察本部・山口県警察本部  
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県  
外国人技能実習機構広島事務所
4. 協議事項等
  - ・技能実習法に係る地域協議会の設置要綱案
  - ・中国地区における技能実習制度の現状、課題等
  - ・中国地区における平成30年度の技能実習制度適正化のための取組方針等

※本協議会は、不正・問題事案等への言及も考えられることから非公開での開催となりますが、開催後、取組方針を除き資料は広島労働局のホームページで原則公開する予定です。

#### 【労使団体等からの意見を募集します】

- ① 内 容：技能実習制度に関する事、本協議会に関する事
- ② 募集期間：平成30年7月3日（火）～7月17日（火）
- ③ 提出様式：任意の様式による
- ④ 提出先：広島労働局 労働基準部 監督課へ郵送、又は持参により7月17日必着で提出  
（〒730-8538 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階）

#### 【意見書募集についての留意事項】

- 1) 意見書は、提出される団体名以外の個人情報に記載せず、A4（12～14ポイント）で10ページ以内としてください。個人情報の記載がある場合は削除を求めさせていただきます。
- 2) 提出された意見書は、協議会の資料とさせていただきます、議論の参考とさせていただきます。
- 3) 提出された意見書について、公開の可否も併せてお知らせください。